

## エアバッグ類車上作動処理における遵守事項

加入事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守しつつ、エアバッグ類の車上作動処理を安全且つ適正に行うため、以下に示す事項を遵守することとします。

<b>第1項</b>	車上作動処理実施責任者を明確にし、実務における管理責任体制を確立することとします。
管理責任	
<b>第2項</b>	<p>車上作動処理を行う事業所には、下記書面等を適正に保管するなどしてその内容を容易に確認出来るよう管理し、その内容に変更がある場合には速やかに更新することとします。</p> <p>(1)「エアバッグ類車上作動処理業務規約」  (2)「エアバッグ類車上作動処理における遵守事項」  (3)「車上作動処理委託契約申込書類」の写し  (4)自動車製造業者等及び自再協が提供する車上作動処理の方法等に関する情報</p>
規約等の管理	
<b>第3項</b>	車上作動処理を実施するにあたっては、前項における書面等の記載内容に則り、作業を行うこととします。
適正な車上作動処理の実施	
<b>第4項</b>	車上作動処理を行なうにあたっては、作業に伴う発生音が周辺に影響を与えないよう、また発生臭等が作業員及び周辺に影響を与えないように十分に配慮して行なうこととします。万が一近隣からの苦情等が発生した場合には、自らの責任をもって迅速な対応、改善を行うこととします。
発生音・発生臭等への対策	
<b>第5項</b>	本規約に基づく車上作動処理を実施した後、すみやかに車上作動処理実施管理台帳に処理の実施に係る情報を記録し、5年間保管することとします。管理台帳への記録に加え、実施状況を写真で撮影し、保管、閲覧できるようにすることも可能とします。
台帳管理	
<b>第6項</b>	本規約に基づくエアバッグ類の車上作動処理を実施した後、管理台帳における処理実施記録に基づき、すみやかに情報管理センターに引渡実施報告を行うこととします。
移動報告の実施	
<b>第7項</b>	車上作動処理を安全且つ適正に行うため、解体業許可要件に則した施設、設備の維持管理がなされることとします。
施設の維持管理	
<b>第8項</b>	車上作動処理の安全性を維持するため、車上作動処理の実施に必要な工具及びツール類を適正に使用し、点検、保管等を適切に管理することとします。
工具及びツール類の維持管理	
<b>第9項</b>	安全且つ適正な車上作動処理を行なうため、「車上作動処理に関する確認書」及び自動車製造業者等が提供する車上作動処理の方法等に関する情報の内容に沿った作業を、従業員に周知徹底させることを目的とした社内教育を実施することとします。
社内教育の実施	
<b>第10項</b>	本規約に基づき、加入事業者は自再協または自再協が委託した者が行う業務の遂行状況等の確認及び立入り調査等を受入れることとします。
業務の調査等受け入れ	